

新型コロナウイルス感染症の影響により
売上が減少した市内小売業及び飲食店等を支援します

10 万円支給

加古川市小売業・飲食店等持続支援事業補助金

1. 対象要件

加古川市内の事業所（店舗）で事業を行う中小企業者（個人事業者を
含む）で次の要件をすべて満たすもの

- 日本標準産業分類のうち、以下に掲げる業種のいずれかを営む中小企業者（個人事業を含む）で事業を継続する予定があること
 - ・小売業 ・飲食店 ・学術研究、専門・技術サービス業
 - ・生活関連サービス業、娯楽業
- 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年4月～令和2年7月のうち、いずれか1か月の売上が前年同月の売上に対して20%以上減少していること
- 店舗建物の所有者と賃貸借契約を締結し、当該契約に基づく賃料の支払い義務があること
- 当該店舗建物の所有者でないこと。また、所有者が法人の場合、当該法人の役員及びその家族、従業員等でないこと
- 店舗建物の所有者が親族又は生計を一にする者でないこと
- 加古川市中心市街地空き店舗活用促進補助金又は加古川市空き家活用支援事業補助金にかかる補助事業期間中でないこと
- 宗教の普及若しくは政治活動を目的とした個人又は団体ではないこと
- 暴力団及び暴力団員並びにこれらのものと社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと

※1 中小企業者とは中小企業基本法（昭和38年7月20日法律第154号）第2条に掲げるものをいいます。

※2 小売業及び飲食店等とは次のアからエに掲げるものをいいます。

- ア 小売業 統計法第28条の規定に基づき、産業に関する分類を定める件（平成25年総務省告示第405号）に定める日本標準産業分類（以下「日本標準産業分類」という。）の大分類Iのうち中分類56から61に該当する業種
- イ 飲食店 日本標準産業分類の大分類Mのうち中分類76から77に該当する業種
- ウ 学術研究、専門・技術サービス業 日本標準産業分類の大分類Lのうち中分類71から74に該当する業種
- エ 生活関連サービス業、娯楽業 日本標準産業分類の大分類Nのうち中分類78から80に該当する業種

2. 補助金額

事業所における持続に要する費用として店舗建物の賃料等固定費相当額で10万円を補助
※支給は1事業所につき1回まで

3. 申請方法

- (1) 申請方法 申請書を郵送にて提出
※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、郵送で申請してください。
- (2) 申請先 〒675-8501 加古川市加古川町北在家 2000 番地
加古川市 産業振興課 新型コロナ感染症経済支援担当
- (3) 申請期限 令和2年12月28日(月)【必着】
※令和2年8月31日(月)より延長しました。
- (4) 申請に必要な書類

必要なもの	備考
① 申請書	加古川市ホームページより取得可
② 振込口座の通帳の写し	金融機関・支店名及び口座番号がわかるもの
③ 本人確認書類	運転免許証など顔写真付き本人確認の写し(個人事業者のみ)
④ 業種確認書類	法人登記簿謄本又は営業許可証の写し等
⑤ 売上確認資料	帳簿の写し等(売上の減少が確認できるもの)
⑥ 営業実態確認書類	直近の確定申告書の写し等
⑦ 賃貸借契約書の写し	店舗建物の賃借料について記載のあるもの
⑧ 誓約書	加古川市ホームページより取得可

4. お問い合わせ先

担当：加古川市 産業振興課 新型コロナ感染症経済支援担当
電話：079-427-9635
受付時間：午前8時30分～午後5時15分(土日祝日を除く)

郵送にご利用ください(切手は申請者においてご用意ください)

↓切り取って封筒に貼って投函してください。

〒675-8501
加古川市加古川町北在家 2000
加古川市役所 産業振興課
(新型コロナ感染症経済支援担当) 行

